

2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託（その 2）
落札者決定基準

2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）事務局が発注する 2020 物流 TDM 実行協議会事務局運營業務委託（その 2）に係る落札者決定基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、2020物流TDM実行協議会事務局運營業務委託（その 2）技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している体制、機能及び技術等の必要要件を満たしているかの判断、下記 2 の（2）に基づき付与する点数の判断及び別紙「2020物流TDM実行協議会事業に係る運營業務委託（その 2） 受託者の決定について」に基づき提出される技術提案書の内容について審査、評価する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が 2 社以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない者にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 技術点及び価格点の得点配分

300 点を満点とする。得点配分は、技術点を 200 点、価格点を 100 点とする。

なお、技術点の評価項目及び配点は次のとおりとする。

事業提案書の審査、評価項目及び配点（技術点）に係る点数配分表

○評価項目

評価項目	配点
1 物流 TDM を取り巻く環境への理解度	10
2 本委託業務に対する理解度	30
3 企画内容	
(1)物流 TDM 対策の企画	
ア 実施計画の策定	20
イ 物流 TDM 対策の事前準備・調整	30
ウ 物流 TDM 対策の連携・管理	20
(2)物流 TDM 対策の実施	
ア 個別相談等の実施	40
イ 周知物の印刷等、問合せ対応	10
4 事業実施体制	30
5 政策評価項目	5
6 その他	5
技術点計	200

3 技術点及び入札価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、企画書等及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点－（入札価格／予定基準価格）×満点の価格点」

算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

4 評価基準

技術提案書の評価基準は別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」のとおりとする。

(1) 提案内容に係る加点

別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」の(1)から(6)について、次の方法により算出する。

- ・評価は1から5までの5段階とする。
- ・詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2

(2) 政策的評価項目に係る加点

別紙「2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託 技術提案書記載事項」の(5)について、①から⑦のうち該当する項目がある場合は1項目ごとに1点加点する。ただし、上限は5点とする。

2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託（その2）

落札者決定基準における評価の内容、観点

○ 評価項目

評価項目	評価の内容、観点
1 物流 TDM を取り巻く環境への理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的・合理的に推進するにあたって、東京 2020 大会の概要やこれまでの TDM の実施状況、物流を取り巻く最新の社会経済状況等を十分に理解しているか。
2 本委託業務に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託で実施する業務の目的・概要及び都の現状を十分に理解しているか。 ・物流 TDM の意義・目的、最新の社会経済状況での重要性を十分に理解しているか。 ・本業務を理解した上で想定される課題と対応策を示しているか。
3 企画内容	
(1) 物流 TDM 対策の企画	
ア 実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の経済や物流の変容を十分に配慮したものを予定しているか。 ・地域や業種に応じて、東京圏の中小企業や商店街等の個人事業主が大会に向けた取組を行えるものを十分に予定しているか。 ・令和 2 年度、大会前、大会時の効果検証、大会後のレガシーといったそれぞれの時期に見合う計画について、スケジュールを示して計画する現実的な予定となっているか。
イ 物流 TDM 対策の事前準備・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の経済・物流への影響や大会混雑予想を踏まえた対策を十分に見据えた準備・調整となっているか。 ・令和 2 年度の対策について、中小企業等の確実な理解が可能な範囲や方法となる準備・調整となっているか。 ・令和 3 年度の対策について、広く中小企業等が理解し、積極的な行動につながる範囲や方法となる準備・調整となっているか。 ・大会を契機とした商店街モデル事業の試行や取組の見本となる中小企業等の表彰・周知の現実的な方法を具体的に検討した準備・調整となっているか。
ウ 物流 TDM 対策の連携・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度の各種取組について、進捗・運用管理ができているとともに、取組相互の連携が十分になされ、効率的・円滑に最大限の効果を出せるものとなっているか。 ・以下「(2) ア 個別相談等の実施」において、各コンサルタントの間で実施内容や効果に差を生じさせず、一定のクオリティを確保できる管理方法となっているか。
(2) 物流 TDM 対策の実施	
ア 個別相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談を行う専門コンサルタントや中小企業診断士等の選任・登録方法、教育・研修、管理運営の仕組みは妥当か。 ・専門コンサルタントによる個別相談は、相手方の物流状況や受発注の方法等を聞き取った上で、選択肢を示しながら、個別的・十分な意見交換を行えるものとなっているか。また、対応件数 5 件を確実にこなせるか。 ・専門コンサルタントによる勉強会は、対象となる業界等の物流の方法や最新の経営状態等を聞き取った上で、対象者の質問にも的確に答え、具体的な取組に繋がる提案となっているか。また、対応件数 2 件は確実にこなせるか。 ・専門コンサルタントによる個別相談及び勉強会は、一度実施したものが次の実施で活用できるような成果・課題の整理を十分予定しているか。 ・中小企業診断士等による個別相談は、士業団体と十分連携したのものとなっているとともに、中小企業診断士等が現実的に実施できるものとなっているか。
イ 周知物の印刷等 問合せ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・周知物の印刷・保管・配布等の計画は妥当か。 ・問合せの電話・メール・FAX への対応方法は妥当か。
4 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・経験・実績のある責任者、担当者を配置し、本事業を円滑に実施しうる体制が確保されているか。 ・類似の業務実績があるか。 ・業務実施工程表は適切なものであるか。
5 政策的評価項目・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的評価項目の記載があるか。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本委託実施にあたっての更なる工夫・有用な提案があるか。